

「第2期松山市子ども・子育て支援事業計画」第5章
～子ども・子育て支援の新たな取り組み～
提供区域について

令和元年7月2日

地域子ども・子育て支援事業の区域設定

第1期計画では、教育・保育提供区域である9区域を基本としているが、事業ごとに利用実態が異なることから以下のとおり設定している。

事業	区域設定
児童クラブ運営事業（放課後児童健全育成事業）	市内全域（市内1区域）
子育て短期支援事業	市内全域（市内1区域）
乳児家庭全戸訪問事業	市内全域（市内1区域）
養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	市内全域（市内1区域）
地域子育て支援拠点事業	市内全域（市内1区域）
病児・病後児保育事業	市内全域（市内1区域）
ファミリー・サポート・センター事業	市内全域（市内1区域）
妊婦一般健康診査事業	市内全域（市内1区域）

【事務局案】第2期計画は、第1期計画を継承しているため、地域子ども・子育て事業の提供区域についても、同様とし、市内全域（市内1区域）に設定する。

基本指針（国）

1. 教育・保育提供区域の設定に関する事項

- (1)市町村は、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子供が居宅より容易に移動することが可能な区域を定める。
- (2)地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。
- (3)教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、地域子ども・子育て支援事業等の広域利用の実態が異なる場合には、事業等ごとに設定することができる。